

2024年4月5日

滋賀県議会各派代表者様

日本共産党滋賀県議会議員団

団長 節木三千代

### 議会の民主化等の提言について

日本共産党滋賀県議会議員団は、毎年度当初、各会派に対して、議会の民主的運営と議員の発言権を保障するという立場から、提案を行ってきました。今年度（2023年度分）からは、ようやくこれまで提案していた政務活動費に係る領収書証拠書類すべてをネット公開することになり、透明化をはかることができました。

そのうえで、以下の提案をします。

#### 1 議会人事について

議会人事は、憲政の常道に従い、次のルールを基本とする。

議長 第1会派

副議長 第2会派

監査委員 議員平等の原則にもとづいて基準を設定する。

- 2 交渉会派を3人以上とする。ただし、総務大臣に届け出の政党所属議員であり、かつ当該政党名を呼称または表示する場合は2人以上でも交渉会派とすること。
- 3 各派代表者会議は、各会派の代表1名をもって構成すること。
- 4 議会は「言論の府」であり、議員活動の基本は言論であり、「発言の自由」を保障することを基本にすえて議会運営にあたること。
  - ① 一般質問の発言時間が30分から25分に削減が試行されているが、削減しないこと。さらに現行の1人年間120分以内を見直して、増やすこと。
  - ② 質疑・関連質問は、一般質問とは別に質問時間を設けること。質疑について、議会運営委員会の「検閲」はやめること。
  - ③ 関連質問は議会の議論を活発にし、その内容を深化させる有意義なものであることから、従来通り議長の許可により関連質問ができるものとする。
  - ④ 「知事提出議案については、全会一致で可決予定の賛成討論は認めない」としているが、認めること。
- 5 請願及び陳情について、請願者及び陳情者の意見を述べる機会を設けること。
- 6 議会広報（滋賀県議会だより）は、現行方式を改め、各議員の質問と答弁が明確になるよう改善すること。
- 7 特別委員会は、常任委員会と異なり、特定の付議事件の審査、調査のためにその都度設置されるものであることから、必要性に応じて設置する。

以上